

1 第三者加害事案

(1) 概 略

第三者の加害行為による災害については、基金は補償の責を負うが、同時に第三者もまた国家補償法、民法その他の法令により賠償の責を負うことになります。この場合、同一の損害について、基金による補償と第三者による賠償とが二重に行われることは、条理に反し、公正を欠くことになるため、法は、基金が行う補償と第三者による損害賠償との調整等について、次の趣旨の規定を設けています。

ア 災害を受けた職員の所属する地方公共団体が当該職員又は遺族に対し、国家賠償法、民法その他の法令による損害賠償の責に任ずる場合に、基金が補償を行ったときは、その補償と同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度で損害賠償の責を免れる。

これは、基金が地方公共団体に代わって法による補償を行う機関であることによる。

イ 前記アの場合において、補償の受給権者が、補償と同一事由について、国家賠償法等による損害賠償を当該地方公共団体から受けたときは、基金は、その価額の限度で補償の義務を免れる。

ウ 補償の原因が第三者の加害行為により生じたものである場合に、基金が補償を行ったときは、基金は、その価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得する。

基金は当該取得した損害賠償請求権に基づいて、後日、第三者に対して支払の請求をすることとなる。

第三者は、基金が補償したことによって損害賠償責任を免れることはできない。

エ 前記ウの場合において、補償の受給権者が、第三者から補償と同一の事由による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度で補償の義務を免れる。

※ウの調整を「求償」といい、イ及びエの調整を「免責」といいます。

(2) 第三者とは

第三者とは、「被災職員及び被災職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のもの」であり、当該災害の原因となった不法行為について、被災職員又はその遺族に対して損害賠償の責を負う者をいいます。

具体的には次の者が該当します。

- 災害の直接の加害者（民法 § 709）
- 民法上の責任無能力者の監督義務者（民法 § 714）
（親権者、親権代行人、後見人。児童福祉法 § 47、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 § 20～ § 22）
- 使用者及び事業監督者（民法 § 715）
- 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法 § 717）
- 動物の占有者及び保管者（民法 § 718）
- 自賠法上の自動車の保有者（自賠法 § 2-Ⅲ）、運行供用者（自賠法 § 3）
- 国賠法上の国及び被災職員の所属していない地方公共団体（国賠法 § 1、 § 2）

(参 考)

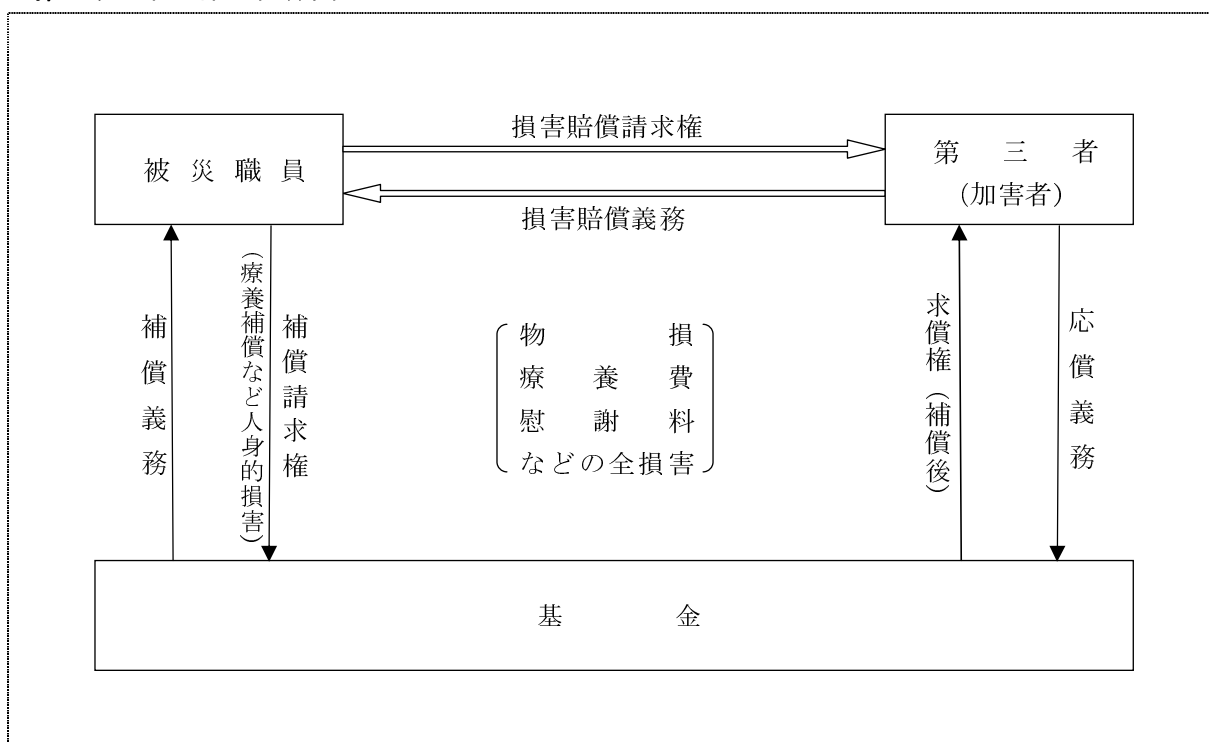
(1) 「同僚職員の加害行為」の場合

「職務遂行中」の同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合についても、当該同僚職員は第三者の範囲に含まれます。従って被災職員等が当該同僚職員から基金の補償と同一内容の損害賠償をうけたときは、基金は、当然その額の限度で補償の義務は免れます。しかし、当該同僚職員に対し、基金に求償権が生じた場合にはその求償権を基金は放棄することができることになっています。

(2) 「公用車による災害」の場合

地方公共団体の公用車によって当該地方公共団体の職員が被災した場合で、当該公用車に自賠責保険の適用があるときは、自賠責保険の取扱い保険会社が「第三者」に該当し、基金は保険会社に求償権を行使することになります。

第三者加害事案の関係図



(3) 求償・免責の範囲

ア 求償権を取得する範囲

基金が求償権を取得する範囲の額は、補償の事由と同じ内容の損害について被災職員等が第三者に請求できる損害額の範囲で、災害発生の日から起算して、3年を経過した日までの間に基金が現実に支払いを済ませた補償の額です。

イ 補償を免責される範囲

基金が補償を免責される範囲の額は、災害発生の日から起算して3年を経過した日までの間に、基金が被災職員等に補償すべき額の範囲で、補償の事由と同じ内容の損害について被災職員等が第三者から受けた損害賠償額に相当する額です。

(4) 補償先行と賠償先行

第三者加害の場合には、被災職員等には概ね次の請求権が生じます。

- 民法等による損害賠償請求権
- 自動車事故については、自賠法による損害賠償請求権
- 地方公務員災害補償法による補償の請求権

これらの請求権は、前述のとおり、同一内容のものについて重複して請求はできません。基金では、先に第三者に直接損害賠償をさせる「賠償先行」を原則としています。

これは、軽傷の場合で、加害者に誠意があり、損害額も速やかに支払われるようなときは極めて有効です。又、とくに交通事故については、原則としてすべての自動車が自賠責保険（共済）に加入しており、たとえ加害者に資力がなくてもこの自賠責保険等から賠償を受けることができ、職員の過失が大きいつきでも相手の過失が認められれば自賠責保険等から支払を受けることができます。

しかし、加害者に誠意がない場合や資力がなく、あるいは治療費等が高額又は療養期間が長期にわたる等特別な事情がある場合には、被災職員が損害賠償を受けることが困難となる場合もあるので、そのような場合は基金の補償を先行することができます。

2 災害にあったときの措置

実際に職員が災害に出会ったときに、先ず気をつけなければならない点は次のようなことです。

なお、被災時には軽微な損害であると自ら判断したものの、後日負傷していたことが明らかになる場合があるので、負傷の程度にかかわらず、相手方を確認してください。

1. 加害者および保険加入の確認	<ul style="list-style-type: none">・ まず、加害者の住所、氏名、電話番号、職業等を確認する。・ その者が雇われている人であれば、その勤務先、使用者、または責任者の氏名を確認する。・ 未成年者等であれば、親権者、後見人等の住所、氏名、職業、電話番号を確認する。・ 交通事故であれば、自賠責及び任意保険会社名、保険証明書番号、加入年月日等を確認する。
2. 警察署への報告	<ul style="list-style-type: none">・ 交通事故であれば、事故を起こした運転者は、法律によって警察に報告する義務がある。・ 構内事故や同乗者被害の場合も届け出ておく。・ ひき逃げの場合は、登録番号をメモし、確認できない場合は、自動車の種類、型式、その他の特色を覚えておき、届け出る。・ この報告がないと、後日、保険請求する場合に添付する交通安全センター発行の事故証明書がもらえず、その時になってあわてて届け出ても特別の理由がない限り、受け付けてもらえない。・ 過失問題などで、後日訴訟に持ち込む場合、報告してないと、不利になることもある。・ 酔っぱらいなどから暴行をうけたときなど、届け出てると、その立証が容易となる。
3. 医師の診断	<ul style="list-style-type: none">・ 受傷したら、たとえ軽傷であっても、まず第一に医師の治療を受けること。むろん、加害者と同行のこと。・ 受診もせず、受傷していることを加害者が確認していないと、損害賠償の請求ができなくなることもある。
4. 目撃者の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 加害者との話し合い、調停、裁判などで過失が問題になった場合、当事者以外の目撃者があると、その証言が重要な参考になる。いつでも目撃者と連絡のとれる状態にしておくこと。
5. 所属長への報告	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の概要、とった措置の内容を電話連絡等により、できるだけ早く報告しておくこと。

3 認定請求等の留意事項

ア 認定請求時以前

- ① 不法行為が成立するか否かの検討
 - ・ 加害者に故意又は過失があるか
 - ・ 加害者に責任能力（自己の行為の法律上の責任を弁識しうる能力）があるか
 - ・ 被災職員の権利を侵害しているか（行為の違法性）
 - ・ 現実に損害が発生しているか
 - ・ その損害が加害行為によって生じたか（因果関係）
- ② 認定請求書の添付書類
 - ・ 第三者加害報告書
 - ・ 見取図
 - ・ 念書（被災職員）
 - ・ 確約書
- 交通事故の場合
 - ・ 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）

イ 認定通知後

第三者に、公務災害（又は通勤災害）の取扱いとなった旨を、認定通知書を呈示して知らせ、以後基金が補償を行った場合はその範囲で基金から求償がある旨伝え、療育費等の支払いについて改めて確認すること。

ウ 示談の締結

- ① 示談は、当事者間の和解契約であり、本来当事者間の問題であるが、公務災害等の認定をしたものについては、事後に求償等の問題が生じるので、補償の有無にかかわらず、示談締結の前に必ずその内容を基金支部に連絡、協議すること。
- ② 示談の前に
 - ・ 自分の損害額の算定・把握
項目別に算定し、その算出の根拠となる支出証拠書類等を整理保存、双方の刑事罰等の状況、警察の意見などを確認し、過失の有無等を検討しておくこと。
 - ・ 相手方の損害の有無、その程度の確認と加害者の示談提示条件の把握
- ③ 示談にあたって
 - ・ 示談交渉相手は正しいか
加害者本人か（弁済能力のある相手か）。
加害者の代理人、代行人の場合は、加害者との関係、代理権限の範囲（委任状の有無）を確認。
 - ・ 示談の時期は適当か
損害賠償請求額が確定しているか（傷病が治癒した後、後遺障害の有無が確定したとき等）。
 - ・ 示談書の作成
記入項目に記載もれはないか。
示談締結時に、基金から補償を受けていない場合でも、将来基金から補償が行われた場合は、求償に応ずる旨を記入しておくこと。

④ その他

過失がある場合の処理等、不明な場合は基金と事前によく協議すること。

不明のまま加害者に白紙委任するとか、損害賠償請求権を勝手に放棄した示談を締結しないこと。

エ 示談締結後は遅滞なく、示談書の写しを基金支部に提出すること。

認定後、相当期間経ているにもかかわらず、補償請求も、処理結果の報告もない場合があるが、少なくとも災害発生後 1 年を経過して、被災職員から何ら報告されていないときは、所属長・任命権者は、被災職員に処理状況を確認し適宜報告すること。